

補助金受給までの手続き

交付申請

事業着手の**15日以上前**までに必要書類を**窓口へ持参**または**郵送**にて提出してください。
提出前に必ず事前にご連絡ください。

	必要書類	注意事項	✓
共通	交付申請書（様式第1）	- 押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 - 日付、申請者氏名、金額の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて作成し直しとなりますのでご注意ください。 - 複数の設備を設置する場合は、最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。	
	交付申請額に係る内訳書（様式第2）	- 複数の型式の充電設備を設置する場合は、本紙を設置する型式分作成してください。 - メーカー名、型式、出力数は、経産省補助金の補助対象充電設備型式一覧表のとおりとしてください。	
	補助対象経費に係る見積書の写し	申請者住所、氏名、請負者、補助対象設備ごとの購入費が明記されているもの	
	図面（①と②）	① 設置場所の見取図または平面図と写真 ② 電気系統図と配線ルート図	
	要部写真	設置予定場所の全景がわかるもの	
	補助対象設備の設置場所が集合住宅であることを証する書類	建築確認済証等	
法人	履歴事項全部証明書又は現在事項証明書	提出日前3ヶ月以内に発行されたもの	
個人	本人確認書類の写し	免許証、住民票（提出日前3ヶ月以内に発行）など	
法人格でない団体	当該団体の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し	総会議事録等	
	代表者の本人確認書類の写し	免許証、住民票（提出日前3ヶ月以内に発行）など	
リース事業者	リース事業を生業とすることを証する書類の写し	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書で代替可能	
その他（該当者のみ）	土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類	補助対象設備を設置する土地の所有者と申請者が異なる場合のみ	
	建物の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類	補助対象設備を設置する建物の所有者と申請者が異なる場合のみ	
	補助対象設備の設置が総会等で決議又は合意がされていることを証する書類	分譲されている集合住宅に補助対象設備を設置する場合のみ	

その他注意事項

- 交付申請及び交付決定通知前に事業着手している場合は、補助金交付の対象となりません。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。
- 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。